

## 「ジェネリック医薬品希望」の組合員証等への表示について

共済組合では、医療費や組合員のみなさまの自己負担額の削減、また、短期給付財源率の抑制に繋がるように「ジェネリック医薬品」の普及促進に取り組んでおります。

この度、その取組みの一環として、平成31年2月以降交付の組合員証及び組合員被扶養者証について、「ジェネリック医薬品を希望します」と予め表示することといたしました。

これに伴い、組合員証等交付時に次の「ジェネリック医薬品希望の意思表示について」を配布いたしますので、必ずご覧くださるようお願いいたします。

なお、ジェネリック医薬品を希望されない場合には下部にあります黄色のシールを意思表示欄が隠れるようお貼りください。



### ジェネリック医薬品希望の意思表示について

共済組合では、医療機関等でのみなさまの自己負担額の軽減、また、医療費全体を削減し、短期給付率(補償保険料率)の抑制につながるように「ジェネリック医薬品」の普及促進を行っています。  
今回交付いたしました「組合員証」・「組合員被扶養者証」には、**ジェネリック医薬品を希望する旨の意思表示をあらかじめ記載しております。**  
次の内容をよくお読みいただき、ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう。

#### ジェネリック医薬品とは？

先発医薬品(=新薬)の特許が終了した後に、それと同じ有効成分・効用で製造・販売される医薬品です。  
ジェネリック医薬品は、新薬と比較して約2割~7割程度の価格で販売され、国が定める厳しい規制や基準を満たしているため、安心して使うことができます。  
ジェネリック医薬品を選択することで、皆さんが窓口で支払う自己負担の節約ができ、共済組合が負担する医療費の削減にもつながります。

**【留意事項】**  
ジェネリック医薬品の利用については、医師、薬剤師にご相談ください。  
・ジェネリック医薬品に変更しても、薬代の差額が少ない場合や技術料や管理料が加わるなどによって、自己負担額はあまり変わらないこともあります。  
・ジェネリック医薬品が存在しない場合や、症状や病状などにより新薬が適切だと医師が判断した場合は、ジェネリック医薬品に変更できないこともあります。

○ジェネリック医薬品を希望されない場合には、シールを意思表示の記載が隠れるようにお貼りください。

※印字された後の文字に減らないようご注意ください。

ジェネリック医薬品を希望されない場合にご利用ください。

佐賀県市町村職員共済組合